

1 基本方針の策定について

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立ち、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを絶対に行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめ未然防止のため、学校の教育活動全体を通じて、全ての生徒に対して「いじめは決して許されない」という指導を徹底するとともに、保護者をはじめ関係機関と適切に連携を図る。

2 いじめの定義

いじめの「定義」(いじめ防止対策推進法(以下、「法」という)2条)

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

3 いじめへの対応について

(1) いじめの未然防止

ア 学校の最重要目標の一つに「いじめを許さない学校」を掲げ、いじめを見過ごさないことに学校全体で組織的に取り組む。

イ 豊かな情操や道徳心を培い、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権意見発表会、いじめ防止出前授業等を実施する。

(2) いじめの早期発見

ア いじめ調査等

①生徒対象いじめアンケート調査

②教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 年2回(6月・11月)

イ いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

①スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの活用

②いじめ相談窓口の設置

ウ いじめの防止等のための教職員の資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。いじめの事実があると疑われるときは、速やかに「生徒指導委員会」に報告、情報を共有し指導体制を整える。

エ 日常的な実態把握

①生活ノート（日記）による生徒理解

②休み時間や昼休みに途切れることなく廊下や教室での生徒の見守りを行い、生徒の様子や変化を敏感に捉える。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

インターネット上の不適切な書き込み等について、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する等、適切な措置をとる。特に、SNS やオンラインゲーム等のいじめについては、契約者である保護者の協力が必要であり、生徒の端末データの確認や削除等、保護者と連携して対応にあたる。

(4) いじめ防止等の対応と組織について

ア いじめの防止等の対策のための組織「生徒指導委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導担当教員、学年生徒指導担当、養護教諭、不登校指導担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校対策支援員

<活動>

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

<開催>

月2回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ 「いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせるなどの措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び三木市いじめ防止センター、三木警察署等と連携して対処する。

4 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、三木市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 いじめの解消について

- (1) いじめに係る行為が止んでいること（※少なくとも3か月を目安）
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。
 - ・解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「生徒指導委員会」において、いじめが解消に至るまで、支援を継続する。
 - ・「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

6 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見、早期解決に関する取組に関すること。
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること。

7 いじめの未然防止、早期発見、対応に向けた取組と年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	職員会議 ※1 生徒指導委員会(いじめ対応チーム) ・指導方針、指導計画の確認 ・いじめ防止基本方針の確認 ・いじめ対応マニュアルの確認	人権教育年間指導計画の作成 道徳年間指導計画の作成 学年・学級における人間関係作り	
5月	生徒指導委員会(いじめ対応チーム) 職員研修①	学年・学級における人間関係作り (校外学習実施を通して) ※2	生活規範意識・いじめアンケート ※3
6月	生徒指導委員会(いじめ対応チーム) 校内研修(ネットモラル等)	学年・学級における人間関係作り (体育大会を通して) 情報モラル講演会	カウンセリング週間
7月	生徒指導委員会(いじめ対応チーム)	弁護士によるいじめ防止教室	
8月	職員研修② ※4		
9月	生徒指導委員会(いじめ対応チーム)		いじめアンケート
10月	生徒指導委員会(いじめ対応チーム)	学年・学級における人間関係作り (合唱コンクールを通して)	
11月	生徒指導委員会(いじめ対応チーム)	薬物乱用防止教室	いじめアンケート
12月	生徒指導委員会(いじめ対応チーム)		
1月	生徒指導委員会(いじめ対応チーム)		いじめアンケート
2月	生徒指導委員会(いじめ対応チーム)		
3月	生徒指導委員会(いじめ対応チーム) ・今年度の総括と来年度の課題検討 ・基本方針の点検と見直し ・小中連絡会		

- ※1 職員会議…いじめ対応マニュアルを確認するとともに、指導方針や指導計画を提示し全教職員で共通理解を図る。
- ※2 学級・学年づくり/人間関係づくり…宿泊行事や学校・学年行事等を活用し、人間関係づくりを計画的に進める。
- ※3 いじめアンケート…学校の実態に応じて随時、複数回実施することを原則とする。
- ※4 職員研修…カウンセラー等によるカウンセリングマインド研修を実施する。